

**平成31年度（2019年度）熊本県建設産業従業員労働環境改善  
モデル企業補助金交付要項**

（趣 旨）

第1条 知事は、県内建設産業における若年者、高齢者及び外国人材等の多様な人材の入職・定着の促進を図るため、労働環境の改善等を行う建設業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象者は、熊本県内に主たる営業所を有し、かつ、建設業法第3条第1項の許可又は平成31年度（2019年度）熊本県競争入札参加者資格（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務）を有するもので、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する会社及び個人
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合
- ③ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条第1項第1号の規定に基づく協業組合

（補助対象経費及び補助率）

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率（補助金額）
労働環境改善に寄与するモデル的な以下の取組みに要する経費 ①労働環境改善のための以下のような設備、装備等の改善 ・ 上位型の防寒服や耐熱服の試験的導入 ・ 女性用更衣室の設置 ・ シャワー・ウォシュレット等の設備設置等 ②労働条件改善のための以下のような社内規定等の整備 ・ 退職金規定や変則4週6休制等を導入するための就業規則の新設、改訂 ・ 高齢者が働きやすい職場環境につながる短時間勤務制度、隔日勤務制度等の導入等	2分の1以内 （5万円を上限とする。）

- |  |  |
|--|--|
| <p>③労働問題改善等のための以下のような社内環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント等の相談窓口の設置</li> <li>・外国人材に対する母国語での研修の実施等</li> </ul> <p>④福利厚生の改善を図るための以下のような取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社内の親睦を深めるための各種行事の開催・参加等</li> </ul> <p>⑤その他の労働環境改善の取組み</p> |  |
|--|--|

2 補助対象外経費は次のとおりとする。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 飲食代等の全ての食糧費

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画書 別記第2号様式
- (2) 収支予算書 別記第3号様式
- (3) 支出（見込み）を証する書類の写し

3 前2項の申請書の提出期限は、平成31年（2019年）5月8日とし、提出部数は1部とする。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、事業内容の変更又は補助申請額に20%を超える減がある場合とする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更決定通知書（別記第6号様式）により、補助金の額に変更が生じないときは変更承認通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 実施報告書 別記第9号様式
- (2) 収支精算書 別記第3号様式
- (3) 支出を証する書類の写し

3 第1項の実績報告書の提出期限は、平成32年(2020年)3月6日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記10号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第10条 規則第16条第1項に規定する補助金の請求書は、別記第11号様式によるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第11条 規則第23条に規定する別に定める期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。ただし、知事が別に定める場合を除く。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成31年(2019年)4月5日から施行する。